平成２４年（フ）第５５４号
茨城県常陸太田市木崎一町705番地
破産者　ワイフーズ株式会社
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５５号
東京都千代田区三崎町３丁目３番３号　太陽ビル505
破産者　株式会社環
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５６号
大阪府堺市中区大野芝町114―２
破産者　山縣　好和
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５５９号
東京都羽村市神明台１丁目４―１
破産者　島田　吉行
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７１号
東京都大田区大森北１丁目８番11号　紅屋ビル５階
破産者　株式会社藤野
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５７２号
東京都品川区南大井６丁目27番20号
破産者　株式会社鈴
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９６号
東京都港区赤坂９―６―29　パシフィック乃木坂604、商業登記簿上の本店所在地東京都江戸川区篠崎町８丁目12番25号
破産者　株式会社226コーポレーション
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第５９７号
東京都江戸川区鹿骨１丁目４―６　第２石井コーポ101
破産者　小島　信幸
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６２７号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目797番地２
破産者　株式会社木村組
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３６号
埼玉県川口市幸町１丁目３番８号タートル根岸２Ｆ
破産者　アイセッション株式会社
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３７号
埼玉県川口市西青木１丁目22番13号
破産者　武笠　　淳
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３８号
東京都中央区湊１丁目６番１号
破産者　株式会社メディプラン
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３９号
東京都中央区新川１丁目26―10―802
破産者　加賀見博和
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６４号
東京都台東区元浅草２丁目４番10号
破産者　有限会社ビー・エヌ・エス
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６６５号
千葉県八千代市高津832―１　高津団地３街区26棟102号
破産者　笹谷　秀彦
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７５号
東京都荒川区荒川５丁目32番14号
破産者　有限会社牧野ゴム工業所
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６７６号
東京都葛飾区金町２丁目21―12―201
破産者　牧野　耕一
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３０号
東京都港区麻布十番３丁目１番５―404号
破産者　有限会社フォートパイン
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７３１号
東京都江東区東陽７丁目３―５―601
破産者　松永　好訓
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４２号
東京都目黒区青葉台３丁目18番３号
破産者　株式会社タイムレス
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７４３号
東京都渋谷区松濤２丁目12―15―401
破産者　伊藤　啓史
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第７５２号
東京都港区赤坂３丁目９番４号
破産者　株式会社セイビアサロン
1　決定年月日　平成24年４月27日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部